

第3章 旅 費

○高知県・高知市病院企業団職員旅費規程

平成26年1月27日

管理規程第2号

高知県・高知市病院企業団職員旅費規程を次のように定める。

高知県・高知市病院企業団企業職員旅費規程

高知県・高知市病院企業団企業職員旅費規程（平成17年高知県・高知市病院企業団管理規程第24号）の全部を改正する。

題名改正[平成26年規程2号]

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公務のため旅行する高知県・高知市病院企業団の職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条の規定による企業職員をいう。）に支給する旅費の種類、額及びその支給方法に関する必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦(本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。)における旅行をいう。
 - (2) 外国旅行 本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。)をいう。以下同じ。)との間における旅行及び外国における旅行をいう。
 - (3) 出張 職員が公務のため一時その勤務公署を離れて旅行することをいう。
 - (4) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所又は居所から勤務公署に赴くことをいう。
 - (5) 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
- 2 この規程において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域)をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任に伴う住居の移転のため旧居住地から新居住地へ旅行した場合には、当該職員に対し旅費を支給し、又は交通機関の乗車券等を給付する。この場合において乗車券等の給付を行ったときは、当該給付は、当該職員に対し旅費を支給したものとみなす。

- 2 職員が、高知県・高知市病院企業団以外の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。
- 3 第1項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本規程において同じ。)が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消

を含む。以下同じ。)した場合において、当該旅行のためすでに支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額を旅費として支給することができる。

- 4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行中交通機関等の事故又は天災その他の事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 旅行は、企業長若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行なう者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令等によって行なわなければならない。

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

- 3 旅行命令権者は、すでに発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に、当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行なわなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけすみやかに、旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

- 5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、企業長が別に定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないので旅行した後、できるだけすみやかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないので旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(普通旅費の種類)

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、宿泊諸費、旅行雑費及び外国旅行雑費とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

- 5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、実費額又は路程に応じ 1 キロメートル当たりの定額により支給する。
- 6 宿泊料は、宿泊を要する旅行について、宿泊料金(食費を除く。以下同じ。)の実費額により支給する。
- 7 宿泊諸費は、旅行中の夜数に応じ 1 夜当たりの定額により支給する。
- 8 旅行雑費は、内国旅行に伴う雑費について 1 日当たりの定額又は実費額により支給する。
- 9 外国旅行雑費は、出張のための外国旅行に伴う雑費について 1 日当たりの定額により支給する。

(赴任旅費の種類)

- 第 7 条 赴任旅費の種類は、移転料、移転雑費、着後手当及び扶養親族移転料とする。
- 2 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、実費額により支給する。
 - 3 移転雑費は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
 - 4 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、実費額又は定額により支給する。
 - 5 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

(旅費の計算)

- 第 8 条 旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

- 2 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。
- 3 勤務地又は出張地以外の地に居住し、又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が勤務地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、勤務地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。
- 4 旅行者が内国の同一地域(第 2 条第 2 項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における宿泊諸費及び旅行雑費(第 16 条第 1 項に定める額に限る。本条第 6 項において同じ。)の額は、その地域に到着した日の翌日から起算した滞在期間を次の各号に区分し、当該各号に掲げる期間にあっては、当該各号に掲げる額を定額から減じた額による。
 - (1) 当該翌日から起算して 14 日を超え 30 日までの期間 定額の 10 分の 1 に相当する額
 - (2) 当該翌日から起算して 30 日を超え 60 日までの期間 定額の 10 分の 2 に相当する額
 - (3) 当該翌日から起算して 60 日を超え 90 日までの期間 定額の 10 分の 3 に相当する額
 - (4) 当該翌日から起算して 90 日を超え 180 日までの期間 定額の 10 分の 4 に相当する額
 - (5) 当該翌日から起算して 180 日を超える期間 定額の 10 分の 5 に相当する額
- 5 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在期間から除算する。
- 6 1 日の旅行において、旅行雑費について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費を支給する。
- 7 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(概算払に係る旅費の精算手続)

第 9 条 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について旅費の精算をしなければならない。

2 旅費の支払をする者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

3 前 2 項に規定する期間は、企業長が別に定める。

第 2 章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第 10 条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金、特別車両料金及び寝台料金並びに座席指定料金による。

(1) 乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 公務上の必要により、別に特別車両料金を必要とした場合には、前 2 号に規定する運賃及び料金のほか、現に支払った特別車両料金

(4) 公務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、前 3 号に規定する運賃及び料金のほか、現に支払った寝台料金

(5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第 2 号に規定する急行料金は、普通急行列車又は特別急行列車を運行する線路による旅行で片道 25 キロメートル以上のものに該当する場合に支給することができる。

3 第 1 項第 5 号に規定する座席指定料金は、普通急行列車又は特別急行列車を運行する線路による旅行で片道 50 キロメートル以上のものに該当する場合に支給することができる。

(船賃)

第 11 条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、特別船室料金及び寝台料金並びに座席指定料金による。

(1) 乗船に要する運賃

(2) 公務上の必要により、特別船室料金を必要とする船室を利用した場合には、前号に規定する運賃のほか、現に支払った特別船室料金

(3) 公務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、前 2 号に規定する運賃及び料金のほか、現に支払った寝台料金

(4) 公務上の必要により、別に座席指定料金を必要とした場合には、前 3 号に規定する運賃及び料金のほか、現に支払った座席指定料金

(航空賃)

第 12 条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)及び料金による。

(1) 航空機の利用に要する運賃

(2) 公務上の必要により、特別の座席の設備を利用した場合には、前号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った料金

(車賃)

第 13 条 車賃の額は、交通機関の利用に要する運賃による。

- 2 職員が旅行命令権者の承認を受けて、自家用車(企業長が定めるところにより登録を受けたものに限る。)を使用して旅行した場合には、当該自家用車による旅行を第 6 条第 5 項の陸路旅行として当該職員に車賃を支給する。
- 3 前項の規定による車賃の額は、第 1 項の規定にかかわらず、1 キロメートルにつき 29 円とする。
- 4 第 2 項の規定による車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第 8 条第 7 項の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。
- 5 前項の規定により通算した路程に 1 キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊料)

第 14 条 宿泊料の額は、現に支払った宿泊料金の額による。ただし、その額が宿泊地の区分に応じた別表第 1 の 1 の上限額を超える場合には、企業長が認めるやむを得ない事情があるときを除き、当該上限額とする。

(宿泊諸費)

第 15 条 宿泊諸費の額は、宿泊地の区分に応じた別表第 1 の 1 の定額による。

- 2 宿泊諸費は、水路旅行及び航空旅行については、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(旅行雑費)

第 16 条 旅行雑費の額は、別表第 1 の 1 の定額による。ただし、県内における旅行をした場合には、旅行雑費は支給しない。

- 2 旅行者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行中に次の各号に掲げる経費を負担した場合には、当該各号に掲げる額を支給し、又は前項の額に加算して支給する。

- (1) 駐車料金 現に支払った額
- (2) 有料の道路の料金 現に支払った額
- (3) 企業長が必要と認める額

(移転料)

第 17 条 移転料の額は、実費額による。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合 旧居住地から新居住地までの路程に応じた別表第 1 の 2 の上限額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合 前号に規定する額の 2 分の 1 に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に扶養親族を移転する場合 前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)
- 2 前項第 3 号の場合において、扶養親族を移転した際ににおける別表第 1 の 2 の上限額が職員が赴任した際の同表の上限額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際ににおける同表の上限額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号及び次条第3号に規定する期間を延長することができる。

(移転雑費)

第18条 移転雑費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合 別表第1の2の定額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合 前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合 前号に規定する額に相当する額

(着後手当)

第19条 着後手当の額は、赴任後直ちに自ら居住するための住宅(貸間を含む。)に入居できない場合その他の特別の事情がある場合に、当該特別の事情がある期間に係る宿泊料及び宿泊諸費に相当する額(5夜を超える場合にあっては、5夜分とする)とする。

(扶養親族移転料)

第20条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を旧居住地から新居住地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、次に掲げる額の合計額
 - ア 第10条から第13条までの規定に準じて計算した鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃に相当する額
 - イ 宿泊料、宿泊諸費、旅行雑費及び着後手当(宿泊料及び宿泊諸費に相当する部分に限る。)に相当する額(移転の際の年齢が6歳未満の者にあっては、宿泊諸費、旅行雑費(第16条第1項に定める額に限る。第3項において同じ。)及び着後手当(宿泊諸費に相当する部分に限る。第3項において同じ。)に相当する額については、それぞれその3分の1に相当する額)
- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第17条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額
- 2 前項第2号の規定に該当する場合には、同項第1号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前項の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることはできない。
- 3 第1項第1号イの規定により宿泊諸費、旅行雑費及び着後手当に相当する額のそれぞれの額を計算する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前3項の規定を適用する。

(近距離旅行の旅費)

第21条 勤務公署又は住所若しくは居所からの路程が16キロメートル未満である地域への出張には、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合の宿泊料及び宿泊諸費を除き、旅費は支給しない。

2 赴任に伴う住所又は居所の移転で、その路程が8キロメートル未満である地域へのものには、旅費は支給しない。

第3章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第22条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、本邦内での日程は1泊2日を限度とする。

(外国旅行雑費)

第23条 外国旅行中の旅費は、外国旅行雑費のみとし、外国に到着した日から外国を出発した日までの外国旅行雑費を支給する。

2 外国旅行雑費の額は、別表第2の定額による。

第4章 雜則

(旅費の調整)

第24条 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規程による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行者がこの規程による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、企業長が別に定める旅費を支給することができる。

(実施規定)

第25条 この規程の実施に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年1月27日から施行する。

(経過措置)

2 この規程は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に旅行命令を受けた旅行から適用し、施行日前に旅行命令を受けた旅行については、なお従前の例による。

別表第1

内国旅行の旅費

1 宿泊料、宿泊諸費及び旅行雑費

区分	宿泊料(1夜につき)の上限額			宿泊諸費(1夜につき)			旅 行 雜 費 (1日につき)
	都の特別区	甲地方	乙地方	都の特別区	甲地方	乙地方	
金額	10,000円	8,100円	7,300円	3,400円	2,800円	2,500円	500円

備考

- 1 甲地方とは国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)別表第1において甲地方とされている地域(都の特別区である地域を除く。)を、乙地方とは都の特別区及び甲地方である地域以外の地域をいう。
- 2 固定宿泊施設に宿泊しない場合における宿泊諸費の額は、乙地方につき定める定額とする。

3 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して 15 日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1 日につき 500 円を加算した額とする。

2 移転料及び移転雑費

区分	移転料の上限額								移転雑費
	陸路 8 キロメートル以上 50 キロメートル未満	陸路 50 キロメートル以上 100 キロメートル未満	陸路 100 キロメートル以上 300 キロメートル未満	陸路 300 キロメートル以上 500 キロメートル未満	陸路 500 キロメートル以上 1,000 キロメートル未満	陸路 1,000 キロメートル以上 1,500 キロメートル未満	陸路 1,500 キロメートル以上 2,000 キロメートル未満	陸路 2,000 キロメートル以上	
金額	円 160,500	円 184,500	円 228,000	円 374,000	円 496,000	円 522,000	円 558,000	円 648,000	円 20,000

備考 移転料に係る路程の計算については、水路 4 分の 1 キロメートルをもって陸路 1 キロメートルとみなす。

別表第 2

外国旅行の旅費

外国旅行雑費	1 日につき 10,000 円
--------	-----------------